

学業院中学校校舎・屋内運動場改築他基本実施設計業務委託説明書

目 次

1. 業務概要	P. 1
2. 担当部局	P. 3
3. プロポーザルに係るスケジュール(予定)	P. 3
4. 審査方法	P. 4
5. 第一次審査	P. 4
6. 第二次審査	P. 7
7. 説明書の内容についての質問の受付及び回答	P.10
8. その他留意事項	P.11
9. 設計委託業務の契約	P.12
10. 委託限度額	P.12
11. 計画地の概要	P.12
12. 計画概要	P.12
13. 技術提案を求めるテーマ	P.13
14. 想定事業費	P.14
15. 事業スケジュール(案)	P.14

1. 業務概要

(1) 業務名

学学院中学校校舎・屋内運動場改築他基本実施設計業務委託

(2) 業務内容

南棟（管理・教室棟）・屋内運動場・昇降口・渡り廊下の改築並びに北棟（教室・特別教室棟）・特別教室棟の長寿命化改修に係る基本設計及び実施設計

業務詳細は、「建築設計業務委託特記仕様書（案）」のとおり

(3) 履行期間（予定）

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

(4) 業務実施上の条件（参加資格）

- ① 技術提案者の提出者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業または設計共同体であること。

(i) 太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規定（平成7年告示第5号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。

(ii) 有資格者名簿（太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規定第4条に規定するものをいう。）業種「建築設計」に登録されていること。

(iii) 有資格者名簿に登録されている者にあつては、参加申込書の提出期限から受託候補者特定の日まで、太宰府市指名停止等の措置に関する規則（平成21年規則第27号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。

(iv) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(v) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(vi) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (vii) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (viii) 福岡県内に本社又は支社等を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支社長・営業所長等）に委任されていること。
- (ix) 市税（太宰府市税条例（昭和 39 年条例第 162 号）第 3 条に掲げる税目をいう。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ② 設計共同体の場合には、構成員のすべてが①を満たしていること及び下記基準を満たすこと。
- (i) 単体で参加申し込みしていない 2 者で構成されていること。
- (ii) 主たる設計企業は、出資割合が最大であること。
- (iii) 構成員の出資比率は、それぞれ 30%以上であること。
- ③ 管理技術者は、一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 項第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）
- ④ 管理技術者及び分担業務分野の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。
- ⑤ 管理技術者及び主任担当技術者は、それぞれ 1 名であること。
- ⑥ 管理技術者は、主任担当技術者を兼任していないこと。また、主任担当技術者についても、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- ⑦ 管理技術者及び主任担当技術者は、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績があること。
- ⑧ 管理技術者、主任担当技術者（提出者において新たに業務分野を追加した場合、当該分野の主任担当技術者を含む。）の手持ち業務量（特定後、未契約の業務を含む。）が 3 件以下であること。
- ⑨ 分担業務分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- ⑩ 設計共同体の場合には、以下の要件を満たしていること。
- (i) 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- (ii) 管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
- (iii) 分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。
- (iv) 構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

① 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業務内容
総合	平成 21 年国土交通省告示 15 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち「電気設備」
機械	同上「設備」のうち「給排水衛生設備」「空調換気設備」「昇降機設備」

2. 担当部局

太宰府市教育部社会教育課施設整備係

住所：〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号

TEL：092-921-2121（内線 456・468）

FAX：092-921-3667

E-mail：s-kyouiku@city.dazaifu.lg.jp

3. プロポーザルに係るスケジュール（予定）

日時または期間	内容
令和 7 年 5 月 14 日（水）	募集要項の公表
令和 7 年 5 月 15 日（木）～ 令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時	参加表明書に係る質問書受付期間
令和 7 年 5 月 28 日（水）	質問書の回答
令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 5 時	参加表明書（第一次審査書類）の受付期間
令和 7 年 6 月 16 日（月）	技術提案書の提出者（第一次審査結果）の通知
令和 7 年 6 月 20 日（金）	現地見学会
令和 7 年 6 月 23 日（月）～ 令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時	技術提案書に係る質問受付期間
令和 7 年 7 月 4 日（金）	質問書の回答
令和 7 年 7 月 7 日（月）～ 令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時	技術提案書等（第二次審査書類）の受付期間
令和 7 年 8 月 1 日（金）	技術者提案書等の提出者ヒアリング（予定）
令和 7 年 8 月 8 日（金）	契約候補者（第二次審査結果）の公表（予定）
令和 7 年 8 月中旬	契約締結（予定）

※日程に変更がある場合は、市ホームページに掲載する。

4. 審査方法

- (1) 本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、二段階方式で審査する。なお、学業院中学校校舎・屋内運動場改築他基本実施設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査し特定する。

5. 第一次審査

(1) 審査内容

参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として5者程度を選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合はこの限りではない。なお、評価項目は以下のとおりとする。

① 資格及び技術力

(i) 専門分野の技術者資格

各技術者について、保有資格が資格評価表のいずれかであるかにより評価点(1.0～0.2)を決定し、評価のウェイトを乗じて評価する。

評価項目

評価項目	評価の着眼点			評価のウェイト		
①-1 資格	専門分野の技術者 資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者		—	
			主任 担当 技術者	総合	2.0	
				構造	1.0	
				電気	1.0	
				機械	1.0	
①-2 技術力	平成 27 年 4 月 1 日以降に契約履行 が完了した同種又は類似業務の実績)	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		8.0	
			主任 担当 技術者	総合	6.0	
				構造	2.0	
				電気	2.0	
				機械	2.0	

資格による評価

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
総合 構造	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気	建築設備士・技術士・一級建築士	1.0
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士・その他	0.2
機械	建築設備士・技術士・一級建築士	1.0
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士・その他	0.2

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは当該分野における技術者資格とする。

②平成 27 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績の有無

(i) 管理技術者、主任担当技術者の場合

過去の実績 1 件を下記により評価する。管理技術者及び主任担当技術者が同種又は類似業務の実績が無い場合は、失格とする。

(a) 同種業務=1.0、類似業務=0.5 とする。

種類	内容
同種業務	延床面積 5,000 m ² 以上の国公立小中学校の校舎及び屋内運動場における改築又は新築の基本設計及び実施設計業務
類似業務	国公立小中学校の校舎及び屋内運動場における改築又は新築・増築の基本設計及び実施設計業務

(b) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる場合	1.0	1.0 (※)
主任担当技術者又はこれに準ずる場合	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※当該実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について (a) × (b) を算出した値 (小数点第 2 位までとする。四捨五入。) を「平成 27 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」の評価点とする。

(ii) 留意事項

参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に定期講習を受講していない場合 (建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習のイ (同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。) に該当する場合を除く。)、建築士としての資格を評価しない。

(2) 技術提案書の提出者 (第一次審査結果) の通知

技術提案書の提出者として選定された者には、紙面により通知する。また、選定されなかったものに対しては、選定されなかった旨とその理由を同じく紙面にて通知する。

(3) 提出書類

第一次審査の提出書類は、下記のとおりとする。ただし、参加表明書を提出した者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式 4）を提出すること。

- ① 参加表明書（様式 1-1）
- ② 管理技術者の経歴書（様式 1-2）
- ③ 主任担当技術者の経歴書（様式 1-3）
- ④ 協力事務所の名称等（様式 1-4）
- ⑤ 資格所有を証明する書類（資格者証の写し等）
- ⑥ 建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類（定期講習修了証の写し等）
- ⑦ 業務実績を証明する書類（履行証明書の写し及び工事内容がわかる図面等）

(4) 提出方法

- ① 配布された様式（1-1～1-4）を基に作成を行うものとする。
- ② 参加表明書等の提出は、原則として、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）によるものとする。
- ③ 郵送の場合、封筒の表に「学業院中学校改築他事業第一次審査提出書類 在中」と朱書きすること。

(5) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 5 時
- ② 提出場所：担当部局に同じ。

6. 第二次審査

(1) 基本事項

プロポーサルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別紙の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 審査内容及び特定者（第二次審査結果）の通知

技術提案書を提出した者の中から、評価点の合計点が最上位であるものを 1 者特定する。技術提案書を特定した者には、紙面にて通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく紙面にて通知する。なお、評価項目は以下のとおりとする。

評価項目及び配点

評価項目	評価点	区分	評価ウェイト
①第一次審査の評価点	25	配置予定の技術者の資格	5
		配置予定の技術者の業務実績	20
②業務実施方針	20	業務への理解度及び取組意欲	10
		実施方針の的確性・実現性	10
③評価テーマに対する技術提案	45	評価テーマ（１）	15
		評価テーマ（２）	15
		評価テーマ（３）	15
④受託予定金額	10	－	10
合 計	100	－	100

評価の着眼点

評価の着眼点	評価事項	各委員の評価点				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0
業務の理解度 及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の 理解度、積極性	極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
実施方針の的 確性・実現性	業務の取組体制、設計チー ムの特徴（協力体制・業務分 担体制等）、特に重視する設 計上の配慮事項等につい て、的確性、独創性、実現性 を総合的に判断する。					
評価テーマに 対する技術提 案の的確性・独 創性・実現性	設定したテーマに対する技 術提案について、的確性（与 条件との整合性がとれてい るか等）、実現性（提案が理 論的に裏付けされており、 説得力のある提案となっ ているか等）を考慮して提案 ごとに総合的に判断する。					

※総合点が同点の場合は、評価テーマに対する技術提案・業務実施方針・受託予定金額の順に個別評価点が高い方を上位の者とする。個別評価点も同点の場合は、審査委員会により決定する。

(i) 第一次審査の評価点

第一次審査の評価点を採用する。

(ii) 業務実施方針及び評価テーマに対する技術提案

提出された技術提案書、ヒアリングの内容を踏まえ、審査委員会により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数点第 2 位まで（四捨五入）とする）。

「業務の理解度及び取組意欲」、「業務実施方針の適格性・実現性」及び「評価テーマに対する技術提案」のいずれかの評価において、採点を行った委員の評価点の平均が 0 点である場合は、特定しない。

(iii) 受託予定金額

技術提案書等に記載の受託予定金額のうち、最低金額を記載した者の評価点 10 点とする。その他の者

の評価点は、下記により算出する。（小数点第 2 位まで（四捨五入）とする。）

算出式	評価点＝最低受託予定金額÷記載受託予定金額×10
-----	--------------------------

(3) 提出書類

- ① 技術提案書（様式 2-1） 11 部（正 1 部、副 10 部）
- ② 業務実施方針及び手法に関する提案書（様式 2-2） 11 部（正 1 部、副 10 部）
- ③ 評価テーマに関する提案書（様式 2-3） 11 部（正 1 部、副 10 部）
- ④ 見積書（様式 2-4） 1 部（正 1 部）

※副本は社名が特定できる記載等除くこと。

※各部クリップ止めとする。

(4) 提出方法

- ① 配布された様式（2-1～2-4）を基に作成を行うものとする。
- ② 技術提案書等の提出は、原則として、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）によるものとする。
- ③ 郵送の場合、封筒の表に「学業院中学校改築他事業第二次審査提出書類 在中」と朱書きすること。

(5) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時
- ② 提出場所：担当部局に同じ。

(6) 技術提案書等の作成及び留意事項

- ① 技術提案書等は、1 者につき 1 提案とする。
- ② 技術提案書等は、太宰府市情報公開条例第 10 条に規定される場合を除き、公表する場合がある。

- ③ 発注者は、技術提案書等が無償で利用できるものとする。技術提案書等に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提出者が第三者の承諾を得ること。
- ④ 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ⑤ 視覚的表現については、文章を補完するための必要最低限な範囲のいてのみ認める。具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細、簡易でない表現は不可とする。

(7) 提案者ヒアリングの実施

技術提案書の内容について、以下のとおり技術提案書の提出者ごとにヒアリングを行う。

- ① 実施日時（予定）
令和7年8月1日（金）
- ② 実施場所
太宰府市役所
- ③ 出席者
実際の設計者となる者も含めて3名以内とする。説明及び質疑応答については、管理技術者又は主任担当技術者が行うこと。
- ④ ヒアリング内容
評価項目②及び③の内容について、説明時間15分程度で説明すること。その後、質疑応答を20分程度行う。
説明は、パワーポイントを使用することを可とするが、説明及び視覚的表現については、提出のあった技術提案書に記載したものと同一とすること。また、プロジェクター、スクリーン、マイクは事務局で準備することとするが、パソコンについては提出者が準備すること。

7. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

質問受付期間及び回答期限は下記のとおりとする。

(1) 質問受付期間

- ① 参加表明書に係る質問
令和7年5月15日（木）～令和7年5月22日（木）午後5時
- ② 技術提案書に係る質問
令和7年6月23日（月）～令和7年6月30日（月）午後5時

(2) 回答期限

- ① 参加表明書に係る回答
令和7年5月28日（水）まで
- ② 技術提案書に係る回答
令和7年7月4日（金）まで

(3) 提出方法及び回答方法

① 提出方法

質疑書（様式 3）により作成のうえ、事務局（教育部社会教育課）へメール又は FAX にて提出とする。

② 回答方法

上記質問に対して、回答を市ホームページで公表する。

8. その他留意事項

- (1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書は無効とする。

- ① 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ② 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- ③ 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ④ 白紙である場合
- ⑤ 業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ⑥ 発注者名、発注案件名及び提出業者名に誤りがある場合
- ⑦ その他、未提出及び不備がある場合

(5) 参加表明書及び技術提案書の取扱い

- ① 提出された参加表明書及び技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- ② 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- ④ 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。

(6) 審査結果は市ホームページにおいて公表するものとする。

9. 設計委託業務の契約

- (1) 発注者は、特定した者と契約締結交渉を行うものとする。その場合には、契約金額は提案した見積書以内の金額とする。
- (2) 発注者は、技術提案書の内容を踏まえ特記仕様書を作成するが、設計委託業務において拘束されないものとする。
- (3) 特定された者が、失落条項に該当すると認められた場合は、次順位の者と契約締結交渉を行うことができることとする。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、設計取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消す場合がある。

10. 委託限度額

165,100 千円（消費税込み）

各年度の限度金額は以下のとおりとする。

令和7年度 49,530 千円（消費税込み）

令和8年度 115,570 千円（消費税込み）

11. 計画地の概要

(1) 敷地条件

別紙2「建築設計業務委託特記仕様書（案）」のとおり

(2) インフラ整備状況

- ① 上下水道 太宰府市から供給、公共下水道処理区域
- ② 電力 九州電力から供給
- ③ ガス 筑紫ガスから供給（都市ガス）、一部 LP ガス使用

(3) 周辺環境等

学業院中学校は道路を挟んで水城小学校に接しており、西鉄都府楼前駅から約 0.5 キロメートルに位置している。周辺には特別史跡大宰府跡や住宅地が広がっており、住宅地においては今後も開発等により生徒数が増える見込みのある学校となっている。

12. 計画概要

(1) 整備方針

太宰府市では、学校施設の目指すべき姿として、安全性・快適性・学習活動への適応性・環境への適応性・地域の拠点化の 5 つの項目に着目し、老朽化した学校施設の改築・長寿命化・大規模改修等により安心・安全な教育環境を整えていくことに加え ICT などの時代のニーズに対応していくことを掲げている。

学学院中学校においては、近年、教室不足による対応で、プレハブ校舎を2棟増築している。しかしながら、施設の老朽化が著しく、今後もなお一層の生徒数及び特別支援学級数の増加による教室不足が懸念される状況である。また、敷地面積が狭小で、運動場が狭いという課題があり、加えて、敷地の一部については史跡指定されており利用に制限がかかっている状況となっている。さらに、敷地には高低差があり、校舎間での段差解消ができていないという課題もある。

本業務においては、令和5年度に策定した「学学院中学校施設整備基本計画」（以下：基本計画）に基づいて設計業務を進めることとし、南棟（管理・教室棟）・屋内運動場・昇降口・渡り廊下の改築並びに北棟（教室・特別教室棟）・特別教室棟の長寿命化に係る基本設計及び実施設計を行い、上記課題を解消するものとする。

（2）施設条件

- ・基本計画を参考に計画を行うこと。
- ・仮設校舎の建設は行わない計画とすること。
- ・工事期間中に教室不足とならない計画とすること。
- ・特別支援学級の面積は普通教室の広さの2/3程度での計画も可能とする。

（3）既存建物概要

基本計画書のとおり

13. 技術提案を求めるテーマ

（1）良好な教育環境を確保した計画

基本計画に掲げる現状施設に対する要望や問題点等様々な課題を解消し、生徒及び教職員の良好な教育環境を最大限確保し、より効率的で効果的な教室等諸室の配置計画の提案を求める。

（2）施設利用者や学校運営に配慮した配置計画と安全かつ円滑な工事計画

バリアフリーやユニバーサルデザインの採用など校舎間の高低差の課題への対応、学校運営における動線など施設利用者に配慮した教室等諸室の配置計画とする。また、工事期間中においても生徒及び教職員の安全かつ円滑な動線を考慮した計画（工事工程、工事中の安全対策、工期短縮）の提案を求める。

（3）快適で学びやすい教育環境の整備とコスト縮減

ICT教育やインクルーシブ教育など多種多様な学習内容や学習形態への対応が必要となってきた。生徒が快適で学びやすい教育環境の整備と環境負荷低減などに配慮しつつ、イニシャルコスト及びランニングコストの縮減につながる提案を求める。

14. 想定事業費

4,100,000 千円程度

15. 事業スケジュール（案）

別紙 2 「建築設計業務委託特記仕様書（案）」のとおり